

別添

## 県営林事業業務委託契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する目的物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の現場責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するための必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

### (工程表の提出)

- 第2条 受注者は、契約締結後10日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、工程表の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは受注者に訂正を求めるものとする。

### (契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を

発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「静岡県財務規則第 55 条第 2 項第 3 号の規定により免除」と記載がある場合は、この条は適用しないものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）
- (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 40 条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号から第 4 号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 5 号又は第 6 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第 4 条 受注者はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受注者は、目的物又は現場に搬入した検査済み材料を、第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第 5 条 受注者は業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による再委託等の禁止等）

第 5 条の 2 受注者は、第 36 条第 1 項第 5 号アからオまでのいずれかに該当する者（以下この条において「暴力団関係業者」という。）を下請負人（下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

- 2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第 1 項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受

注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。)を求めることができる。

- 4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人)

第6条 受注者は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等)

第6条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ業務の実施が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

- 3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第7条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第8条 発注者は受注者の業務実施について自己に代って監督、又は指示する監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は他の条項に定めるもののほか、設計図書に定められた事項の範囲内において次に掲げる職務を行う。

(1) 業務実施についての受注者、又は受注者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議。

(2) 設計図書に基づく工程の管理、立会、業務の執行状況の検査及び確認。

- 3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 4 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場責任者)

第9条 受注者は現場責任者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(支給資材)

第10条 発注者から受注者への支給資材（以下「支給資材」という。）の品名、数量、規格及び引き渡し場所は、設計図書によるものとし、その引渡し時期は発注者、受注者協議して定めるものとする。

- 2 受注者は支給資材を受領したときは、引き渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、支給資材を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受注者は業務の完成、あるいは契約解除したときは、遅滞なく支給資材で不用になったものを、発注者に返納しなければならない。

- 5 受注者は、故意又は過失により支給資材が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務委託の処理状況の報告)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況を受注者に報告させ、また自らその状況を調査することができる。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

ならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由により、必要があると認められるときは、発注者は、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第14条 発注者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務中止内容を受注者に通知して、業務の一部又は全部を一時中止することができる。

2 前項において、委託料を変更する場合又は履行期間の変更があるときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

3 業務の中止等によって受ける受注者の損害額については、発注者、受注者協議のうえ、発注者が支払うものとする。

(履行期間の延長)

第 16 条 受注者は天災、その他、受注者の責めに帰すべきことができない理由、又は正当な理由により、履行期間内に業務を完成する見込みがないときには、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る履行期間の延長をしなければならない。この場合において、当該履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、必要に応じ業務委託料を変更し、又は発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 17 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第 18 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第 19 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第 20 条 目的物の引渡し前に生じた損害、その他業務実施の間に生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 22 条第 1 項に規定する損害を除く。）は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による損害については、発注者がこれを負担するものとする。

（第三者の損害）

第 21 条 受注者は業務の実施にあたって第三者に損害（第 3 項に規定する損害を除く。）を及ぼしたときは、受注者がその損害額を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

- 第22条 目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（第6項において「不可抗力」という。）により、目的物、作業現場に搬入済みの材料又は機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
  - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（目的物、仮設物、作業現場に搬入済みの材料又は機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
  - 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
    - (1) 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた目的物に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - (2) 機械器具等に関する損害  
損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
    - (3) 材料に関する損害  
損害を受けた材料に相応する業務委託料の額として、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累

計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第23条 発注者は、第7条、第12条から第16条まで、第19条又は第20条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第24条 受注者は、業務が完成した時は、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受注者の立会のうえ、業務の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定による発注者の検査に合格しないときは、受注者は発注者の指示に基づき、遅滞なく手直し若しくは必要な処置を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、発注者は前項の規定に準じて検査を行うとともに、検査結果を受注者に通知しなければならない。

4 発注者が前二項により検査に合格した旨の通知をしたときは、目的物の引渡し若しくは業務の履行が行われたものとみなす。

(委託料の支払)

第25条 受注者は前条の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査の結果の通知をしないときは、その期限を経過した日から検査の結果の通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第26条 発注者は、第24条第4項又は第31条第1項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 27 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証券を発注者に寄託して、契約書記載の前払金額以内の支払いを請求することができる。ただし、前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 発注者は第 1 項の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 業務の内容の変更その他の理由により業務委託料が増額された場合において、受注者は、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 業務内容の変更その他の理由により業務委託料が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者、受注者協議して返還額を定める。
- 5 受注者は前項の期間内に返還すべき金額を返還しなかったときは、当該期間を経過した日から返還した日までの期間の日数に応じ、その返還すべき金額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第 28 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証券を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途）

第 29 条 受注者は前払金を当該業務に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 30 条 受注者は業務の完成前に出来形部分に相応する業務委託代金の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 5 項の規定により部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払い業務委託金額に対する割合に 10 分の 1 を加えた率以上に達した時にかぎる。また、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。

- 2 受注者は部分払を請求しようとするときは、その部分払に該当する出来形部分について、あらかじめ発注者にその確認を求めなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者立会いの上、設計図書の定めるところにより、同項の確認をするための検査を行ない、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 部分払金の額は次の式により算定するものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託金額}} \right)$$

5 発注者は受注者から部分払の請求があったときは第27条第2項の規定に準じて支払うものとする。

(部分引渡し)

第31条 目的物について、発注者が設計図書において業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分が完了したときについては、第24条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「目的物」とあるのは「指定部分に係る目的物」と、第25条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。目的物について指定部分がない場合において、目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

2 前項の規定により準用される第25条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する業務委託金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第25条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る業務委託金額} = \text{指定部分に相応する業務委託金額} \times \left( 1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託金額}} \right)$$

(第三者による代理受領)

第32条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条（第31条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第33条 受注者は、発注者が第27条、第30条又は第31条において準用される第25条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## 第35条 (削除)

### 第35条の2 (削除)

(発注者の催告による解除権)

- 第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 履行期間内に業務が完了しない又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由なしに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) 正当な理由なしに第34条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 第38条第1項の規定によらないで委託業務契約の解除を申し出たとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第36条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することがで

きないとき。

- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第38条又は第38条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
  - カ 受注者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - ク 発注者が第5条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条の3 第36条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第36条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第40条の3第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第37条 発注者は業務が完成しない間は第36条、第36条の2又は第36条の4の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第38条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第38条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条の3 第38条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第39条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第31条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第31条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第40条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第27条の規定による前払金があったときは、受注者は、第36条、第36条の2又は第40条の2第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第31条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ

て年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 37 条、第 38 条又は第 38 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 27 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 31 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 36 条、第 36 条の 2 又は第 40 条の 2 第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 37 条、第 38 条又は第 38 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給品があるときは、当該支給品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 31 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、機械器具その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等  
契約の解除が第 36 条、第 36 条の 2 又は第 40 条の 2 第 3 項によるときは受注者が負担し、第 37 条、第 38 条又は第 38 条の 2 によるときは発注者が負担する。
  - (2) 機械器具その他の物件に関する撤去費用等  
受注者が負担する。
- 6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 36 条、第 36 条の 2 又は第 40 条の 2 第 3 項によるときは発注者が定め、第 37 条、第 38 条又は第 38 条の 2 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第40条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第36条又は第36条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第36条又は第36条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合（第36条の2第1項第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第40条の3 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以

下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第40条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第38条又は第38条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第25条第2項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第40条の5 発注者は、引き渡された成果物に関し、第24条第4項（第31条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(制裁金等の徴収)

- 第41条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(契約外の事項)

- 第42条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、受注者協議して定めるものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第43条 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
  - 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

(雑則)

- 第44条 この契約に基づく届出、通知書等の様式は発注者の定めるところによる。